第百七十七条を次のように改める。

第百七十七条　削除

第百七十八条（見出しを含む。）中「保安企画課」を「交通管制企画課」に改め、同条第一号中「管制保安部」を「交通管制部」に改め、同条第七号中「管制保安部」を「交通管制部」に改め、同号を同条第八号とし、同条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　航空交通の円滑化のための方策に関する企画及び立案に関すること。

第百七十九条第一号から第三号まで、第百八十条第二号及び第百八十一条第一号中「保安企画課」を「交通管制企画課」に改める。

第百九十条の見出し中「参事官及び」を削り、同条第一項中「参事官五人及び」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第十七条第十七号」を「第十七条第六号」に改め、同項を同条第二項とする。

附則第二条を削る。

附則第三条の見出し中「都市・地域整備局」を「国土政策局」に改め、同条第一項中「都市・地域整備局は、第七条第一項各号」を「国土政策局は、第五条各号」に改め、同条第二項を削り、同条を附則第二条とし、同条の次に次の二条を加える。

（都市局の所掌事務の特例）

第三条　都市局は、第七条各号に掲げる事務のほか、当分の間、独立行政法人都市再生機構の行う独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第十二条第一項第一号に掲げる業務（同法附則第十六条の規定による改正前の地域振興整備公団法（昭和三十七年法律第九十五号。附則第十一条において「旧地域公団法」という。）第十九条第一項第一号イからハまでに掲げる業務に係るものに限る。）に関する事務をつかさどる。

（都市局の所掌事務についての読替え）

第三条の二　都市局の所掌事務については、当分の間、第七条第十七号中「関すること」とあるのは、「関すること（独立行政法人都市再生機構の行う業務に関することを除く。）」とする。

附則第四条の見出し中「河川局」を「水管理・国土保全局」に改め、同条中「河川局」を「水管理・国土保全局」に改める。

附則第五条の二の見出し中「自動車交通局」を「自動車局」に改め、同条第一項中「自動車交通局は、第十二条第一項各号」を「自動車局は、第十二条各号」に改め、同条第二項を削る。

附則第五条の五及び第七条を削る。

附則第六条（見出しを含む。）中「国土計画局総務課」を「国土政策局総務課」に改め、同条を附則第七条とし、同条の前に次の一条を加える。

（国土政策局離島振興課等の設置期間の特例）

第六条　国土政策局離島振興課は、平成二十五年三月三十一日まで置かれるものとする。

2　国土政策局特別地域振興官は、平成二十六年三月三十一日まで置かれるものとする。

附則第八条の見出し中「都市・地域整備局地方振興課」を「国土政策局地方振興課」に改め、同条中「都市・地域整備局地方振興課は、第八十五条各号」を「国土政策局地方振興課は、第六十七条各号」に改める。

附則第九条から第十条の二までを削る。

附則第十一条の見出し中「都市・地域整備局離島振興課」を「国土政策局離島振興課」に改め、同条中「都市・地域整備局離島振興課は、第九十一条」を「国土政策局離島振興課は、第六十八条」に改め、同条を附則第九条とする。

附則第十二条の見出し中「都市・地域整備局特別地域振興官」を「国土政策局特別地域振興官」に改め、同条中「都市・地域整備局特別地域振興官は、第九十二条各号」を「国土政策局特別地域振興官は、第七十条各号」に改め、同条を附則第十条とし、同条の次に次の二条を加える。

（都市局まちづくり推進課の所掌事務の特例）

第十一条　都市局まちづくり推進課は、第八十六条各号に掲げる事務のほか、当分の間、独立行政法人都市再生機構の行う独立行政法人都市再生機構法附則第十二条第一項第一号に掲げる業務（旧地域公団法第十九条第一項第一号イからハまでに掲げる業務に係るものに限る。）に関する事務をつかさどる。

（都市局市街地整備課の所掌事務についての読替え）

第十二条　都市局市街地整備課の所掌事務については、当分の間、第八十八条第十号中「関すること」とあるのは、「関すること（独立行政法人都市再生機構の行う業務に関することを除く。）」とする。

附則第十三条を次のように改める。

第十三条　削除

附則第十四条の見出し中「河川局総務課」を「水管理・国土保全局総務課」に改め、同条中「河川局総務課は、第九十七条各号」を「水管理・国土保全局総務課は、第九十二条各号」に改める。

附則第十四条の二の見出し中「河川局防災課」を「水管理・国土保全局防災課」に改め、同条中「河川局防災課は、第百二条各号」を「水管理・国土保全局防災課は、第九十七条各号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（水管理・国土保全局下水道部下水道事業課の所掌事務の特例）

第十四条の三　水管理・国土保全局下水道部下水道事業課は、第百一条各号に掲げる事務のほか、平成二十八年三月三十一日までの間、過疎地域自立促進特別措置法第十五条第一項の規定による公共下水道の指定に関する事務をつかさどる。

附則第二十条中「第百二十条各号」を「第百二十一条各号」に改める。

附則第二十四条の二の見出し中「自動車交通局保障課」を「自動車局安全政策課」に改め、同条第一項中「自動車交通局保障課は、第百三十四条各号」を「自動車局安全政策課は、第百三十二条各号」に改め、同条第二項を削る。

（交通政策審議会令の一部改正）

第二条　交通政策審議会令（平成十二年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「国土交通省政策統括官」を「国土交通省総合政策局公共交通政策部参事官」に改め、同条第三項中「国土交通省総合政策局技術安全課」を「国土交通省総合政策局技術政策課」に改め、同条第五項ただし書中「国土交通省自動車局総務課」を「国土交通省自動車交通局総務課」に改め、同条第八項中「国土交通省航空局監理部総務課」を「国土交通省航空局航空戦略課」に改める。

（国土交通省独立行政法人評価委員会令の一部改正）

第三条　国土交通省独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

第九条の表交通関係研究所分科会の項中「総合政策局技術安全課」を「総合政策局技術政策課」に改め、同表教育機関分科会（独立行政法人航空大学校に係る庶務に限る。）の項中「航空局技術部乗員課」を「航空局安全部運航安全課」に改め、同表自動車検査分科会の項中「自動車交通局技術安全部技術企画課」を「自動車局整備課」に改め、同表水資源機構分科会の項中「土地・水資源局水資源部水資源政策課」を「水管理・国土保全局水資源部水資源政策課」に改め、同表自動車事故対策機構分科会の項中「自動車交通局保障課」を「自動車局安全政策課」に改め、同表空港周辺整備機構分科会の項中「航空局空港部環境・地域振興課」を「航空局航空ネットワーク部環境・地域振興課」に改める。

附則第二条中「国土交通省都市・地域整備局特別地域振興官」を「国土交通省国土政策局特別地域振興官」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。

（奄美群島振興開発特別措置法施行令及び小笠原諸島振興開発審議会令の一部改正）

第二条　次に掲げる政令の規定中「国土交通省都市・地域整備局特別地域振興官」を「国土交通省国土政策局特別地域振興官」に改める。

一　奄美群島振興開発特別措置法施行令（昭和二十九年政令第二百三十九号）第六条

二　小笠原諸島振興開発審議会令（昭和四十四年政令第二百八十六号）第三条